

# 地方行政委員会議録 第四十三号

昭和三十九年五月十二日(火曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君 理事 渡海元三郎君

理事 中島 茂喜君 理事 永田 亮一君

理事 藤田 義光君 理事 川村 継義君

理事 佐野 憲治君 理事 安井 吉典君

大石 八治君 大西 正男君

奥野 誠亮君 亀山 孝一君

久保田円次君 武市 恭信君

登坂重次郎君 村山 達雄君

森下 元晴君 山崎 巖君

和爾俊二郎君 秋山 徳雄君

阪上安太郎君 千葉 七郎君

華山 親義君 細谷 治嘉君

出席政府委員

警察庁長官 江口 俊男君

(警) 警察庁監 高橋 幹夫君

(交) 交通局長 宮崎 清文君

委員外の出席者

(警) 祝 長 宮崎 清文君

(警) 祝 長 宮崎 清文君

(交) 交通局長 宮崎 清文君

専 門 員 越村安太郎君

五月十二日

委員登坂重次郎君及び秋山徳雄君辞任につき、その補欠として一萬田尚登君及び松原喜之次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員一萬田尚登君及び松原喜之次君辞任につき、その補欠として登坂重

次郎君及び秋山徳雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三八号)(参議院送付)

○森田委員長 これより会議を開きます。

道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 まずお尋ねしたい点は、道路交通法の改正が三十五年に行なわれたと記憶するのでございますけれども、法改正をいたして、その実績はどういうふうにあがったのか、まずお尋ねいたします。

○高橋(幹)政府委員 道交法の施行の結果の実績でございますが、いろいろな実績のとらえ方があるかと思ひますが、道交法の目的としておりますところの交通の円滑化と安全という二つの点のうち、安全の点から申し上げますと、いわゆる事故防止という問題があるわけでございます。この事故防止の点につきましましては、三十五年に道交法が改正されました、三十六年、三十七年におきましては各方面に道路交通に關する関心が高まりました、件数並びに死者、傷者ともに相当の減少を見たということがあります。

○細谷委員 実績は上がった、こういうお話をさせていただきますけれども、現実には、交通の混乱というものは一そう激しくなっております。試みに統計を見ますと、昭和三十四年には、自動車千台当たりの事故というのが六〇・二件、こういうものであったわけでありまして、三十五年には一六・四件、こういうふうになっております。実際にこの道交法が活用されたのは三十六年と申してもよろしいかと思ふのですが、三十六年は一〇・二・二件と、こういうふうになっております。当局が御自慢なさるようには、確かに三十七年は七九・二と減っておりますけれども、三十八年になりまして、九二・九とふえております。試みに、さらに外岡との例を比較してみますと、一九六〇年、昭和三十五年になるわけでありまして、アメリカでは、自動車一万台当たりの死者の数が五人というところでありますけれども、日本は二八・二人ということでありまして、約六倍に近い死者の数になっております。その翌年の昭和三十六年はどうかといいますが、アメリカはやはり五・〇、日本は二九・五とふえております。イギリスですと、七・二、

フランスですと六・四、こういう数字でありまして、日本に次いで自動車事故の多いといわれる西ドイツあたりでも、日本の半分程度、こういう現況でございます。よくいわれるように、交通戦争、こういうことがございまして、日清戦争の死者と同じ死者が年々生じておるといふ現況でございます。そうなっておりますと、道交法で、交通の円滑あるいは人命の尊重、こういっておりますけれども、現実には三十五年に法改正されたから、実績は上がっております。もつとほかに根本的な原因があるのじゃないかと思ひますが、この点についてどうお考えになりますか。

○高橋(幹)政府委員 確かに、御指摘のとおり、交通事故というものは、三十六年、三十七年、三十八年と、特に三十八年は御指摘のようにふえておるわけでございます。また各岡との比較におきまして、自動車一万台当たりにおきまして、自動車の多いわけでございます。私が先ほど申し上げたのは、道路交通法の面では、カパーできるものは、交通行政全体のいわゆる取り締まりという面、特に道交法の規定する面だけでございます。事故の内容といたしましては、分析した場合におきましては、やはり人と車と道路という相關関係によつて生じておるものでございまして、したがって、基本的には、やはり施設の道路環境をよくしていくという問題、あるいは運転者のマナーなりあるいは技術というものが向上し

ていくというような問題、やはり総合的な観点から検討しなければならぬ問題であるというふうな考えをしております。

○細谷委員 三十九年五月十日の国保新聞というのがあります。国民健康保険の問題を扱う新聞ですらもその「主張欄」でこういうことをいっているのです。自動車の交通関係ですが、「事故死は大部分が人災であり、予防できるはずである。自勉車事故は、運転者の不注意に帰せられる部分がおおいのであるが、一方道路の構造にも多分に責任がある。例えば歩道のない道路と、ある道路では事故率に格段の相違がある。」いまおことばの中に、道路の構造、こういう問題がございましたけれども、資料として、道路の構造という問題が、災害率にどういふ關係にあるかということをまずお聞きしたいのですが、そういう点を抜きにして道路交通法を扱つても、実績は上がらないのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○高橋(幹)政府委員 政府におきましても、交通問題に対処するために、交通行政に關連する関係省庁の間に、統一的な総合施策を樹立するという意味におきまして、内閣にも交通関係関係懇談会あるいは交通対策本部、あるいは先般調査会の答申が出まして、いま御指摘のような総合的な各ポイントから、各方面から、事故の防止と安全の確保ということの措置を講じなければ

ならないという問題、あるいは運転者のマナーなりあるいは技術というものが向上し

ていくというような問題、やはり総合的な観点から検討しなければならぬ問題であるというふうな考えをしております。

○細谷委員 三十九年五月十日の国保新聞というのがあります。国民健康保険の問題を扱う新聞ですらもその「主張欄」でこういうことをいっているのです。自動車の交通関係ですが、「事故死は大部分が人災であり、予防できるはずである。自勉車事故は、運転者の不注意に帰せられる部分がおおいのであるが、一方道路の構造にも多分に責任がある。例えば歩道のない道路と、ある道路では事故率に格段の相違がある。」いまおことばの中に、道路の構造、こういう問題がございましたけれども、資料として、道路の構造という問題が、災害率にどういふ關係にあるかということをまずお聞きしたいのですが、そういう点を抜きにして道路交通法を扱つても、実績は上がらないのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○高橋(幹)政府委員 政府におきましても、交通問題に対処するために、交通行政に關連する関係省庁の間に、統一的な総合施策を樹立するという意味におきまして、内閣にも交通関係関係懇談会あるいは交通対策本部、あるいは先般調査会の答申が出まして、いま御指摘のような総合的な各ポイントから、各方面から、事故の防止と安全の確保というということの措置を講じなければ

ならないという問題、あるいは運転者のマナーなりあるいは技術というものが向上し

ていくというような問題、やはり総合的な観点から検討しなければならぬ問題であるというふうな考えをしております。

○細谷委員 三十九年五月十日の国保新聞というのがあります。国民健康保険の問題を扱う新聞ですらもその「主張欄」でこういうことをいっているのです。自動車の交通関係ですが、「事故死は大部分が人災であり、予防できるはずである。自勉車事故は、運転者の不注意に帰せられる部分がおおいのであるが、一方道路の構造にも多分に責任がある。例えば歩道のない道路と、ある道路では事故率に格段の相違がある。」いまおことばの中に、道路の構造、こういう問題がございましたけれども、資料として、道路の構造という問題が、災害率にどういふ關係にあるかということをまずお聞きしたいのですが、そういう点を抜きにして道路交通法を扱つても、実績は上がらないのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

ならない、こういうふうな見解に到達している次第でございます。

○細谷委員 私のお尋ねの一つの点で、道路構造に基づく災害率がどうなのかということについて、おそらくいま資料をお持ちにならないと思うのです。道路構造に基づく災害率というのは、確かにこの新聞の「主張」にもありますように格差があるわけですから、その統計を資料としてひとつお出しただきたい。あわせて交通基本問題調査会の答申が三月二十七日に出ておらず、委員に提出を願いたい、こう思います。

そこで次にお尋ねしたい点は、三十四回会におきまして、道路交通法案に對する衆参両院の附帯決議というものがございまして、その中に衆議院の附帯決議は「交通に關係のある行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な道路交通行政の実現を期するとともに、これら関連行政の調整のために内閣に強力な機関を設置すること。」

参議院のほうでもほぼ同様に「総合的施策の策定推進を図るため、内閣に法的根拠に基づく強力な審議機関を設置すること。」というふうな附帯決議がなされております。これについてどのような法的な措置をとったのか、あるいはそれを強力に推進する機関を内閣に置かれたのか、その実績はどうなのか、お尋ねいたします。

○江口(俊)政府委員 仰せのとおり衆参両院におきまして、そういう意味の御決議があったのであります。これに基づきまして、政府におきましては昭和三十五年末に交通対策本部というものを内閣に置いておりますし、

昭和三十六年末に臨時交通関係懇談会というものを設けております。そういう組織によりまして、総合的な立場から、当面する交通問題の具体的な解決に努めます。一方、将来にわたる根本的な総合的交通対策を樹立するために、ただいま申し上げましたような基本的な事項を審議する法的機関をいたしまして、昭和三十七年四月に総理府に交通基本問題調査会が設けられ、長期間にわたる審議をなさされた結果、ただいま御指摘になりましたように、去る三月二十七日に内閣総理大臣に對し、わが国の陸上交通に關する総合的施策についてという答申が行なわれたわけでございます。

また臨時行政調査会におきましても、交通行政を重要な審議事項の一つに取り上げまして、特に交通行政に關係の深い運輸省、建設省、警察庁の三省庁にまたがって行政制度及び行政運営について目下意欲的な調査、審議が行なわれておる状況でございます。交通基本問題調査会の答申あるいは近く行なわれるであろうと予定されます臨時行政調査会の答申に沿いまして、今後さらに抜本的な対策を講ずる必要がございまして、私たちが考えておる次第でございます。

○細谷委員 それぞれ決議に基づきましてある程度の対策は講じられたようでございますが、その効果をどの程度に評価されておるのか、重ねてお尋ねいたします。

○江口(俊)政府委員 具体的にどういふ点がどうきまっていますか、その結果、こういういい結果が出たというふうな数字をあげることができないのでございまして、私たちが事務当局といたし

ましても、常にこういう関係の三者が集まりまして、たとえば最近踏切事故による人命の損傷が非常に多いというふうな時期がございましたが、そういう際には、運輸省、国鉄あるいは私たちが集まりまして、自動車を通ず踏切の敷をある程度整理するとか、あるいは施設の足らない踏切につきましては、お互いの協力によって人的な措置でその危険を防止するとかいうようなことも現実に行っておりますし、なお道路の構造等につきましても、逐一警察当局としても建設省のほうに御注文申し上げている。あるいはこの一環として、ハイヤー・タクシの問題等につきましても、個人タクシーというものが東京におきましては非常に評判がいい。素質もいし、しかも事故も少ないというふうなところから、強力に推進をいたしまして、まだ十分とは考えませんけれども、相当大幅に個人タクシーの許可というふうなことをするようになりまして、まあお互い気持ちを含めまして、お互いの権限ではございませぬけれども、総合的な見地からおのおのの職権を行使していくというふうなことにしております。具体的な事例でございまして、その結果、事故がどう減ったとかどうとかいう数字は、残念ながら申し上げるようなものを持て合わせないでございまして。

○細谷委員 具体的な成果というものは測定しにくいということでありまして、若干お尋ねしたいのですが、この衆議院の附帯決議の中に「児童、幼児の登、下校の際における保護の徹底を期するため、所要の行政措置を講ずること。」というふうになっております。

私どもの知る範囲においては、当局が所要の行政措置を講じたとは見受けられないものがありますが、どういふ措置を講じたのか、お尋ねいたします。

○高橋(幹)政府委員 児童の交通安全防止ということにつきましては、毎年毎年私どもが行ないます交通安全運動の際の一つの重点に取り上げて、これを施策の上に反映をいたしております。また同時に、私どもの交通安全防止対策の重点といたしまして、児童、幼児の交通事故防止、特に今年度におきましても交通事故半減というふうなスローガンのもとに、私どもは交通安全防止対策要綱の中に、年少者の保護、いわゆる年少者の交通事故の防止という点を重点に施行しております。私どもの行政措置と申しますか、私どもの、警察の行ないますところの行政施策の重点としてそういう方面に非常な努力を傾注いたしております。したがって、そういうものに関しまして警察官の配置とかあるいは児童の登校指導員の配置であるとかあるいは学校当局者に対する安全教育のための種々なる連絡あるいは所要の資料の提供であるとかいうような点について、具体的な行政指導なり連絡をしておる次第でございます。

○細谷委員 児童の登下校の際に、たとえば婦人会が出ておるとか、あるいは特定な人が出ておるとか、あるいは上級生がやっておるとか、非常に骨を折っておるようございまして、なおやはり非常な危険が私どもの目の前で展開されております。行政措置、行政指導という形でやっておるようでありまして、これはやはり全体的な問題でありまして、これはやはり全体的な問題でありまして、

りましようけれども、もつと十分な対策を講ずる必要があるのではないか、こう私は思いますが、次に進みます。

次に「信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようにつとめること。」というふうなこの附帯決議がされております。ところで、東京都は別といたしまして、地方都市等にはまじりまして、十万余二十万の都市に行きますと、よくて信号機は三つ、四つ程度しかないのが現況ではないかと思っておりますが、そのためにほとんど自動車は連続的に来まして、道路を横断しようとしてもできないというのが現況であります。これが何百メートルくらいにでも信号機がありますと、自動車が間欠的にまいります。連続してくるわけなんです。そういう点で、この附帯決議の線に沿うて現状はなっておらぬと思うのですが、いかがですか。

○高橋(幹)政府委員 私どもといたしましては、確かに御指摘のとおり信号機、道路標識、いわゆる交通のための施設というものを充実しなければならぬ。そこで、いまの信号機の問題につきましては、三十九年度の年度末といたしましては、累計五千という整備目標を設けておる次第でございます。三十八年度の年度末では三千八百七十二、それに三十九年度の設置の機数を五百二十といたしまして、三十九年度の年度末で一応全国で五千という数字にいたしておる次第でございます。ただこの問題につきましては、予算措置その他について必ずしも私どもの考えられているようにならないという点、もう一つは、信号機の改良ということが

非常にいろいろ言われるものでござい  
ますので、これらの点についても、い  
ろいろと技術開発的な見地から、信号  
機の改良というようなことについても  
研究をいたしておる次第でございま  
す。

○細谷委員 この問題について具体的  
に御計画があるようでありませうけ  
れども、お尋ねいたしたい点は、それ  
はこの信号機についての程度の予算措  
置がなされておるのか、これをまずお  
聞きしたい。

それからもう一つは、現実はこの信  
号機を設置するにあたりまして市町村  
に相当大きな負担が強制的にかけれ  
ておる現況でございませう。端的に申  
上げますと、百五十万円かかるとい  
たしますと、そのうちの三分の一から二  
分の一くらいは、必ず市町村あるいは  
そこにあります交通安全協会等に、負  
担がほぼ強制的になされませう。交通  
安全協会は、どこから出るかといいま  
すと、やはり市のほうの財源をトネル  
としてやっておるというのが現況でござ  
いませう。そうなるとまいますと、こ  
の信号機の財産の帰属というのとは、こ  
なのか。法律上の問題、財産の帰属か  
らいつて地方財政法違反という問題ま  
でが起つておるわけでありませう。こ  
れについての所見、方針をただしたい  
と思ひませう。

○高橋(幹)政府委員 ちょっと私予算  
の資料が手元にはないものですから、後  
ほどお知らせ申し上げますが、この予  
算の立て方は、信号機は補助金の対象  
になっておられます。したがって、二  
分の一の国庫補助が付きませう補助金  
の対象になっておるわけでありませう  
です。信号機につきましても、確かに

御指摘のとおり信号機の単価等につ  
いて、必ずしも合理的な査定がなされ  
ないというふうな場合もございませう  
し、あるいは国の予算以上に地元その他  
の御要求、要望で信号機をつけなければ  
ならない場合もあるように伺つてお  
りませう。したがって、そういう点に  
ついて、必ずしもすべて予算の範囲  
内でまかなわれていないという場合も  
ございませう。したがって、それら  
の問題については、地元負担の問題はあ  
るということも確かに聞いてお  
りませうし、そういう点の地元負担につ  
きましても、できるだけ強制的にわた  
らぬというふうな、所要の地方予算措置が  
講ぜられることが望ましいし、そうい  
う点に向かって私どもは努力しなけれ  
ばならない、こういうふうな考えでお  
りませう。

○細谷委員 信号機につきましてもは国  
の補助二分の一ということでありませ  
うから、残りは県費ということだらうと  
思ふのです。ところが私が申し上げた  
ように、現実には百五十万円としま  
すと、国から七十五万円出るとしま  
すと、残りの金の大部分とい  
うのは市町村が現実に負担してお  
りませう。私も身をもってそれを具体的に体  
験してまいっておるのですけれども、  
そうなるとまいますと、そういう財  
産というものは限るものでございませ  
う。市費を出していくということになり  
ますと、これはもう明らかに地方財政  
法違反という問題になるわけであり  
ませう。こういうところに大きな問題があ  
り、信号機が進まない困難性があるの  
じゃないか。そしてとも地元では法  
律上の問題からいつて負担できない、

あるいは財政負担能力がないというこ  
とを言ひませうと、それじゃよそへ持  
っていくという現実の姿、強制的じゃな  
いかもそれじゃせんけれども事実上強  
制的、こういうものについてどうい  
うふうに改善されようとなされてお  
るのか。ひとつ警察庁としての基本的な態  
度をお尋ねしておきたいと思ひませ  
う。

○江口(俊)政府委員 ひとり信号機の  
みならず、警察の施設で、国が半分出  
し、地元といひませうか県が半分出す  
というのが原則になっておるのが相当  
ございませう。そういうもの全体をひ  
くくめましても、できるだけ県の予算、単  
に形式上県の予算というだけじゃなし  
に、実質的にもちゃんと定められてい  
る都道府県で半分持つてもらいたい  
というのが私たちの基本的な考え方  
ございませう。しかし、ただいまおし  
やいませう。したがって、まだつけねばならぬと  
ころがたたくさんあって、どこから手  
をつけるかというところから、多少の県  
に対する応分の援助というものを地元  
がやるというところを優先的にや  
つていこうというのが、おそらく現状  
だと思ひませうけれども、徐々にさ  
ういふ関係とは別に、やはり必要の程  
度の順位によってつけていくように指  
導したい、こういうふうな考えでお  
りませう。

○細谷委員 これは交通安全上非常に  
大切な点であると同時に、非常に大き  
なネックである。二分の一とおし  
やいませうけれども、事実は数をふや  
さふやそうとして、百五十万円かか  
るの、県費といひませうのは大体国費を  
合わせまして、半分の程度、あるいは  
ちよつとそれを上回った程度しか  
ないのです。あとは全部地元の市町村

の負担か、交通安全協会、それもやは  
りトネルだという形でやつておるの  
が現況でございませう。こういうこと  
が地方財政法の問題であり、地方財政  
の現実の問題となつておるもので、  
ぜひこの点についてはきちんとして行政  
をやつていただきたい、こう思ひ  
ませう。

もう一つ附帯決議でお尋ねしたい  
のですが、「泥はねによる被害を防止す  
るため、道路の補修の促進、徐行運  
転の励行、泥よけ器の設置等につき積  
極的に措置すること」と、こう書いて  
あります。私どもはよく歩くわけ  
けれども、雨の降る日など運転して  
いる運転手に、車に乗っている人に、ど  
ろをかけるのは非常にいい気持ちだ  
らうなと私はよく冗談を言うわけ  
ですが、歩行者にとつては非常に迷惑で  
ございませう。車が来ると、かさをこ  
う下  
にやつて、雨にぬれながらどろをよ  
けるわけですが、このどろよけ器の装  
着等について、具体的にどうい  
うふうに指導なさつたのか。どうも戦後、ど  
ろよ  
け器はつけないでいいということに  
なつたので、その習慣が依然として  
あつて、この問題に対する対策が具  
体的に講じられていないように思  
ひませう。いかがでしょうか。

○高橋(幹)政府委員 このどろよけ器  
の問題と関連して、やはり道路の補  
修というものを徹底してやつていた  
だかなければならぬという前提問題が  
一つあるわけでありませう。なおかつ  
さういふ環境のもとにおいて、どろ  
をはねたりあるいは水をはねたりす  
るものに対して、私どもは措置をして  
いかなければならぬ。もちろん御指  
摘のように、こういう問題については

に取り締まりだけで完璧を期するとい  
うことはできないわけでありませう  
し、やはり所要の機械器具というものを活用して、そ  
れを行政的に実現していくというこ  
とが必要かと思ひませう。どろよ  
け器については私どものところに、こ  
ういふどろよけ器があるとかある  
いはああいふどろよけ器があるとい  
うふうに、いろいろなるどろよけ器  
について申し込みなり提案がある  
わけでありませうが、私どももいた  
しましてはできるだけ都道府県を  
指導いたしまして、できるだけ各  
団体を通して、こういうものをつ  
けてくださいと、つけるように指  
導していきなさいと、ちよつと法の  
七十一  
条一号にはさういふことにつ  
いて、どろよけ器に関する規定も設  
けられておるわけでありませう。しか  
し御指摘のとおり必ずしも十分で  
ありませう。またそれについて私  
どもの努力が十分であるといふ  
ふうには考えておりませうので、  
今後さういふ点についてはさら  
に検討したい、こう考えませう。

○細谷委員 実は質問の緒論のところ  
で、時間の関係で私は質問を中止せ  
ざるを得ないわけでありませうけ  
れども、お願いしたい資料を最後に  
要求したいと思ひませう。法六条、  
七条、十一条の違反件数を、次の  
委員会までに出していただきたく  
いひませう。私の質問はききよう  
は中止しておきませう。

○森田委員 長 秋山徳雄君。  
○秋山委員 いま細谷委員からいろ  
いろ御質問がございましたが、三  
十四国会において衆参両院で附  
帯決議がなされておるわけであり  
ませうが、これらについて項目別  
に、もうこれはほとんど完成に近い、

三

これはもう心配がなくなった、こういう面と、そうではなくて、まだこれからより上善処しなければならぬところがあるかと思うのですけれども、それらについて一つ一つ御答弁をいただきたいと思ひます。

○高橋(幹)政府委員 「信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようにとめること。これはただいま細谷議員の御質問にもございまして、私も先ほど申し上げたようなことで善処いたしてあります。さらに道路標識等につきましては、昨年ですか、国際標識に変えまして、さらにはその国際標識に基づいて道路標識の立てかえというものについて、いろいろと鋭意努力をいたしておるところでございます。

「安全運転の一般原則に関する基準を設定してその運用に慎重を期すること。」「この点につきましては、私も自動車の運転者に対する安全運転要綱というものを、案を策定いたしました。これらを適宜いたしておる次第でございます。

それから「乗車定員の規制については、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。」「この点につきましては運輸省といろいろと協議をいたしました。乗車定員の問題については通牒を出し、またいろいろとこれについての保安基準等の問題に関連をいたしまして乗車定員の問題について規制の方を期する、特に乗車定員をオーバーしたままして事故が起きて多くの負傷者を生ずる、あるいは人命を失うというようなことに対しては、十分慎重に賢処していきたい。こういうふう

に考へて、運輸省と随時連絡協議をいたしておるところでございます。

それから「自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をよく考慮して適正な基準を確立、積極的に自動車教習所の質的向上を図ること。」「この点につきましては、最近自動車教習所が非常に数多くふえました現状にかんがみまして、さらには自動車教習所を通して運転の免許をとる者が数多くなった現状にかんがみまして、自動車教習所の指定基準というものを、たまたま設備あるいは物的な施設、さらには指導員、あるいは検定員等の資格要件の問題、あるいは法規の講習、技術の講習あるいは所要の講習の内容というふうなものについては充実を期するというところで、ただいま政令以下の段階におきまして、いま申し上げたように積極的に自動車教習所の質的向上をはかる、特に人的な質的向上をはかっていくというふうな点について、所要の措置を講ずるよう準備をいたしておる次第でございます。

それから「交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置を検討すること。」「この点につきましては、行政処分等に関連する苦情処理のために県本部、あるいは警察署等に警察相談事務といいますが、交通相談の仕事を積極的にこなすようにならざるを得ないという苦情処理機関の役目を果さざるを得ないというふうな点に考へて、行政処分等については、適正かつ合理的なやり方について、全国的な水準を統一していくような基準の設定というふう

な点について、努力をいたしております。

それから「飲酒運転の危険性にかんがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。」「この点につきましては、最近いわゆる酔っぱらい運転というものが多くありますので、これらの酔っぱらい運転の取り締まりを強化していく。そのために今般の道交法の改正の中に、いわゆる酔っぱらい運転の罰則を強化するというようなことをいたしまして、その防止の徹底を期する、あるいは行政処分の適用につきまして、飲酒運転の者に対しては厳罰、厳格な行政処分の適用をはかっていくというふうなことをやっております。

交通警察の充実及びその運営の合理化をはかるための措置を講ずること。交通警察官の資質の向上あるいはその増員をはかる。これはすでに御承知のように一万の交通警察官の増員が実現をいたしまして、本年度の予算において残る予算措置が講ぜられて着々交通警察官が増員をされて第一線に増強される。さらには交通警察官のための専門的教育あるいはその他の所要の教養訓練を充実いたしまして、資質の向上をはかっておる次第でございます。

交通警察に関する予算の増額、この点につきましては、本年度の予算におきましては鋭意努力をいたしまして、まだ不足ではございませんけれども、ある程度の比率の増額を獲得いたしました。さらには今後とも予算の増額につとめたい、こう考へております。交通取り締まり用施設整備の充実、この点につきましては交通の整備のた

めの四輪のバイクあるいは通称白バイというふうなもの整備計画を実現をいたすようにいたしまして、所要の台数に到達するように努力をいたしております。さらには検問所の設置その他の交通警察に必要な施設を充実というふうな点についても、努力をいたしております。

交通道徳の確立と交通法令の普及をはかるため、学校教育を通じて学童に對し交通知識の普及をはかるため、特に次の方策を講じてその趣旨の徹底を期すること。順法精神を高揚するため云々、交通安全を目的とする国民運動の組織を確立するため交通安全協会云々、このようにございしますが、これらの交通道徳と交通法令の普及のためには、文部省と私ども随時機会を重ねまして、文部省の学校教育の課程においてできるだけ交通道徳の高揚のためあるいは交通法令の普及のためのいろいろな教程の内容を充実してもらうように、それぞれ努力をいたしております。さらには学童に對しては学童交通安全会というふうな組織を通じて、あるいは交通安全知識の普及をはかる、あるいは交通安全教室等をつくって、学童のいまま申し上げたような交通安全知識の普及をはかるというふうなことを講じております。

順法精神を高揚するための国民運動というふうな点につきましては、春秋二期の交通安全運動を、従来のような警察だけの問題でなく、いわゆる国民総ぐるみ運動ということで、内閣において関係省庁の間を調整をいたしまして、総理府が主体になりまして、その目的なりあるいはその要綱なりを徹底をいたしまして、その趣旨の普及徹底

をはかるということにとめておる次第でございます。

交通安全協会の問題につきましては、いま申し上げたような国民総ぐるみ運動ということで、地方の道府県におきましてもそれぞれ地方の交通対策本部あるいは交通対策協議会というふうなものを設置いたしまして、広く交通行政に関連するところの関係者が集まりまして、いわゆる国民総ぐるみ運動を展開をしていくということ、いろいろな施策を行なっております。特に交通安全協会の問題につきましては、いろいろとこれらのあり方につきまして刷新強化をいたしたいと思っておりますし、また私どももそういう方向に向かって安全協会のあり方等については検討をいたしております。

また自家用自動車運転者の組織化というふうな点については、最近でございましたいわゆるJAF、日本自動車連盟等の組織を通じてこれらのいわゆる未組織の自家用運転者の組織化をはかって、交通安全の思想を徹底をしていくというふうなことを考へております。

最後に、「雇用者及び車両等の運行を管理する者の義務に関する規定については、この規定の趣旨を実現しうるようその運用の適正を期すること。」「したがって運転者だけを処罰し、運転者だけを対象にした交通行政ではその徹底を期することができません。その徹底を期するに当たっては、いわゆる運行管理者であるかあるいは雇用者というふうなものに對しては、その正当に行なうべき義務というものについてさらに徹底をさせていくということ、事件、事故の処理のし

かたにつきましても、運転者からさらには雇用者あるいは車両運行の責任者の責任を追及するというような事件処理の方法をとりまして、事故の根源を断つという方向に向かつて努力をいたしておる次第でございます。

以上の点が、私どもが現在まで行ない、また現在行なっておりますところの交通に関する施策でございます。

○秋山委員 長時間にわたって御説明をいただいたわけですが、ちよつどいま御説明になっていただきました国民総ぐるみ運動の実施期間中もわかりませんようなわけで、けさあたりも各地でそういうような形で行なわれておることはけっこうだと思ひますけれども、えてしてそういう運動を起さずと、これは俗に言う人のふんどしで相撲をとるといふ形であつて、警察では一銭も出さないで国民に全部を負担をさせていろいろなことをやつていく、こういうことが問々行なわれることではないかと思ひます。

○秋山委員 答弁とはそういうものであるかまかりませんけれども、最初御答弁いただいたときには、付帯条件がついて私たちがこうやってやるのだという御説明であつたわけですから、それをもう一段下がついて聞かされると、わずかに安全協会に千五百万円しか出さないといふことなんであつて、それでは人件費の割にも満たない額だらうと思ひます。年々歳々、安全協会なるものを洗つてみても、御存じのように警察部で出してくる金よりも拠出金でまかなうものの方がむしろ非常に多いのだといふことが現状のようであります。そういうことを考へて、それだけではなくして、今日のように、幾日続かなかわ

○高橋幹政府委員 交通安全運動に対する経費は地方の公共団体等において、あるいは交通安全協会等の組織をもちまして行なつてゐる場合が多いのでございます。したがつて、私どもが直接この問題について予算を組んでおりますのは、全国交通安全協会に對するいわゆる事業委託費として本年度は千五百万の委託費を組んでおりますが、これらの委託費でもちろん足りるものではございません。しかしながら、いまおっしゃいました御指摘のようになつてゐるいろいろな活動をしていただいでおる方々についてはそれぞれ地方の公共団体に対する協力なりあるいは安全協会に対する協力なりといふので、むしろ自発的に出ていただいでいる方が多い、またそういうような場合におきまして、またそういうような点をお考へいたしまして、御協力を願うといふようなことを考へておる次第でございます。

○秋山委員 答弁とはそういうものであるかまかりませんけれども、まず最初に御答弁いただいたときには、付帯条件がついて私たちがこうやってやるのだという御説明であつたわけですから、それをもう一段下がついて聞かされると、わずかに安全協会に千五百万円しか出さないといふことなんであつて、それでは人件費の割にも満たない額だらうと思ひます。年々歳々、安全協会なるものを洗つてみても、御存じのように警察部で出してくる金よりも拠出金でまかなうものの方がむしろ非常に多いのだといふことが現状のようであります。そういうことを考へて、それだけではなくして、今日のように、幾日続かなかわ

ないけれども、あなたのほうでは国民総ぐるみ運動だといつて、一片の通牒を出せばそれで間に合ふかもしれないけれども、実際に当たつてゐる人たちといふものは、横須賀あたりの例から言いますとタクシー会社の運転手さんあるいは個人タクシーの経営者、こういう方々が、輪番をもつて毎日のように各地区へ出張つて、交通整理の一翼になつてゐるという実態であります。したがつて、タクシー会社の運転手さんといふことになりまして、ノルマもきめられておるようです、非常に無理が起る。同時にまた経営者から言わせれば水揚げが減つてくるということ、出ては困るといふところもあるやうであります。したがつて、良心的な経営者といふか、あるいは理解のある経営者といふか、あるいはまた個人タクシーの人たちは、みずから営業してゐるのだから、自分でコントロールができるといふやうな形でありましようけれども、しかしながら、そういう奉仕事業をやらせることが望ましいのか、望ましくないのかといふことになると、おのずと議論が出てくると思ひます。これらについて、一体いまままで私の席へ出てきてからいろいろ自治省の人たちの答弁を聞いたり、各省の人たちの答弁を聞いたり、あるいは警察部の皆さん方の御答弁を聞いたりして、おのずと、何か奉仕をするのは国民の義務だといふやうな考へがあるのではないかと、そういう心持がしてゐるわけですが、そういうことでは私はならぬと思ひます。やはり指導者は指導者らしく、それに見合った何分かの経費を出していく、そういうことでなければ

ならないと思ひますが、基本的な考へ方としてあなた方はどう考へてゐるのか、そういうことをまず聞かしていただきたいと思います。

○高橋幹政府委員 従来交通安全協会を主体としたしておりますところの交通安全運動等におきましては安全協会の経費等をもつてまかなつておつた例が多いのでございます。ただし、国民総ぐるみ運動といふやうにその規模を大きくしていき、あるいは国民各層にわたるといふ場合におきましては、先ほど御指摘のやうに確かにそういう運動の財政的な基礎といふものが、予算的な基礎といふものについて新たな角度から考へなければならぬ。この点につきましてはそれぞれ府県あるいは市町村の実情によつて必ずしも同一ではございませんけれども、非常に熱心な府県におきましては、知事部局等においていわゆる交通安全のための経費といふやうなものを積極的に予算化してゐるところもございまして、あるいは市町村等におきましては、第一線の府県あるいは市町村の当事者から私どもに対する要望は、それらについて自治省等において十分財政的な裏づけの出来るやうに基準財政需要額の内容について、そのやうな面の配慮をしてもらいたいといふことが、私どもに対する陳情なりあるいは要望でございます。したがつて、私どももいたしまして、そういう面の財政的な基礎といふものを確立していく方向で努力をしたいと思つておりますので、それらの点について安全協会の財政的な問題、予算の問題、いまの

国民総ぐるみ運動の遂行のしかたについてのいろいろな財政的な問題について、特に地方財政の問題については積極的に自治省と協議をして、本年度ある程度の方角に向かつて努力をいたしたい、こういうふうな考へております。

○秋山委員 自治省は特にしよっぱいのかわかりませんが、これはやはりあなた方の努力が実を結んでくるのではないかと存じます。概して警察の仕事にかかわらず、国で予定した金額と、実際に買つたりついたりするお金とは、だいぶ開きのあるのがこれは常識のやうになつております。だからといつて、それでは地方の人たちと本省にゐる役人の人たちと、頭がどれほど違ふかといふと、どちらもさうばかりではないはずなんです。ところが、それだけの違いが出てくるということは、何に起因するのかわからぬことにならば、国家財政の立場から云々といふ理由を言うけれども、理屈だけでも、内閣の中では通るかも知れぬけれども、実際の市町村や府県になつてくると實際問題としてお金に困つてくる。したがつて、やるべきものもやらなくなつてくる、こういうことが多いのじゃないかと思ひます。特に警察の場合にはそれが大きいので、自分で警察関係の委員をやつたこともありませんでした。しかしながら、たまたま半年ほど神奈川県で警察の治安常任委員をやつたことがありましたが、行つて驚きました。一体近代警察を誇らなければならぬ警察部でありながらこの施設は一体何な

国民総ぐるみ運動の遂行のしかたについてのいろいろな財政的な問題について、特に地方財政の問題については積極的に自治省と協議をして、本年度ある程度の方角に向かつて努力をいたしたい、こういうふうな考へております。

国民総ぐるみ運動の遂行のしかたについてのいろいろな財政的な問題について、特に地方財政の問題については積極的に自治省と協議をして、本年度ある程度の方角に向かつて努力をいたしたい、こういうふうな考へております。



件がございますので、そのときの流通経済の状況を反映いたしまして、その自動車の台数の伸びというものは必ずしもいま申し上げたような比率で増大をしていくというふうには考えられな

○秋山委員 自動車はふえる一方なんだし、それに伴って道路の拡幅あるいは新設道路、こうしたものが一体どのくらいできていくのか、これもこういう場合に考えてみなければならぬこと

○高橋幹政府委員 道路の舗装改良あるいは新設という問題でございますが、一つは道路五カ年計画というものが一般論といたしまして進捗しつつあ

る。さらには次の段階でまた新しい五カ年計画ができるということござい

ます。一つの傾向は幹線道路の整備というものはある程度進展をいたして

○秋山委員 いまあなたの御説明のとおりだと思われなす。しかも改良

良工事だとかあるいは舗装工事だとかいうものは、これはたいしたほかに影響があるものじゃなくて、特別に改良

○秋山委員 いまあなたの御説明のとおりだと思われなす。しかも改良

ば、税金をとられるよりも、自分の自動車を使つて走つたほうが得だとい

○高橋幹政府委員 これはいささか私見にわたる部分があるかと思ひます

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

精密なる資料は持ち合わせておりませ

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし

○秋山委員 それはけっこうな御意見だと思ひます。そこで参考までにほし







関係、建設の關係だということで、しかたなしにこれはどこへ何キロとか、こちらに行けばどこに行くとかいうことでやったことがありますけれども、ここへ電灯をつけるとか何とかということになりますと、警察では一向につける気持ちがなさそうでありまして。こういうことについては一体どういう指導をなさっているのか、これだけをひとつ聞いておきたいと思ひます。

〔中島(茂)委員長代理退席委員長着席〕

○高橋(幹)政府委員 建設省で所管をいたしておりますところの標識は、案内標識と警戒標識でございます。これらの点については、従来ともすれば予算的措置が不明確であるということでございます。しかし本年度には案内標識あるいは警戒標識など、建設省の建設いたしますところの標識につきましては補助金を取りまして、本年度でできるだけこれを完成したいということと、地方道に対する補助金を出すこととにいたしております。私どもはそれ以外の、いわゆる標識令にきまつておりますところの標識を担当しているわけでございます。これらの点については先ほど信号機あるいは道路標識の問題で関連いたしますように、必ずしも予算的な措置が十分でないというふうなことから関連をいたしまして、あるいは御要望に沿えないというふうな点があったかと思ひますが、確かに、おっしゃるような不分明な点もございまして、これらの点については関係者の間においてできるだけ協議をしてきめたい。なるべく責任のがれをしたくない。しかし先立つものは金でございますので、予算の点でやや不足の点

があるというふうに思ひます。

○秋山委員 参議院のほうでもお待ちになつておられると思ひますので、あとの質問事項は後日に譲りまして、これで質問を終ります。

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会